香川県産野菜イメージアップ計画認定制度実施要綱

制定：令和2年１０月９日

一部改正：令和３年４月９日

 (趣旨)

第１条　この要綱は、生産者が香川県産野菜(以下「県産野菜」という。)のイメージアップと認知度向上、消費拡大に向けて、自らの創意工夫に基づき、イメージアップの取組みを進めようとする香川県産野菜イメージアップ計画(以下「イメージアップ計画」という。)を、かがわ農産物流通消費推進協議会(以下「協議会」という。)が認定し、これらの認定を受けた生産者と連携して重点的にプロモーション活動を行うものである。

(目的)

第２条　消費者に選ばれる県産野菜となるよう、県産野菜の強みを高め、生産者に係る情報を統一的かつ積極的な発信を通じ、県産野菜のイメージアップにつながる取組みを推進することを目的とする。

(定義)

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１) 県産野菜とは、香川県内で生産される野菜をいう。

(２) 生産者とは、県産野菜の生産者又は生産者で組織される団体(法人を含む)をいう。ただし、個人の場合は、認定農業者又は認定新規就農者であり、本人が別表１の主要野菜を出荷していること。

(認定審査会の設置)

第４条　かがわ農産物流通消費推進協議会会長(以下、「会長」という。)は、第２条の目的に資するため、香川県産野菜イメージアップ計画認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

２　会長は、第６条の規定に基づき生産者の認定等をしようとするときは、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

３　審査会の構成及び運営については、別に定める。

４　審査会は、認定に当たって、必要に応じて、生産者等及び税理士、中小企業診断士等の専門

的な知識を有する者から意見を聴取することができる。

(対象品目)

第５条　対象とするイメージアップに取り組む香川県産野菜は、別表１のとおりとする。

会長は、別表1を変更しようとするときは、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

(イメージアップ計画の認定)

第６条 会長は、生産者等が策定するイメージアップ計画が別表２に定める基準（以下「認定基　準」という。）に適合していると認められるときは、当該生産者を香川県産野菜イメージアップ生産者(以下「認定生産者」という。)として認定することができる。

２　認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定めるところにより、別記様式1号による申請書を申請者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する農業改良普及センターを経由して会長に提出するものとする。 ただし、申請者が複数の農業改良普及センターにまたがる場合は、直接、会長に提出するものとする。

３　会長は、認定をしようとするときは、事前に現地審査を行うとともに、審査会に当該認定に係るイメージアップ計画について意見を聴くこととする。この場合、審査会は、認定基準に則して適当か否かを判断し、協議会に意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととする。

４　協議会がイメージアップ計画の認定(変更の認定を含む。)を行ったときは、別記様式2号により申請者に通知し、別記様式３号による認定書を交付するとともに、認定書の写しを付して、県及びその他関係機関にその旨を連絡するものとする。認定をしないときは、別記様式4号により申請者に通知する。

５　審査会が認定申請を受けて、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申

請を却下した旨及び却下の理由、第三者から意見聴取等を行った場合はその結果の内容を当該　認定申請者及び協議会に書面により通知するものとする。

(認定の公表)

第７条　会長は、第６条第４項により認定をしたときは、別に定めるところにより、認定生産者の住所及び氏名(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)を公表できるものとする。

 (認定の有効期間)

第８条　認定の有効期間は、認定の日から３年間とする。ただし、認定生産者が認定の有効期間　の満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、さらに３年間延長できるものとし、以降これに準じて延長する。

２ 前項による延長の申請は、有効期間が満了する日の２か月前までに、別記様式1号により提出するものとする。

３ 会長は、第６条の規定に準じ、生産者の認定を行う。なお、同条第３項による現地審査及び第４項による認定書の交付はしないものとする。

(表示)

第９条　認定生産者は、自ら生産した県産野菜に計画の認定を受けたことを表示することができる。

２ 前項の表示は、別に定めるキャラクター等により行うものとする。

３　キャラクター等の使用取扱要領は別に定める。

４ 認定生産者は、イメージアップ計画の認定を受けた品目以外の県産野菜に、第１項及び第

２項に規定する表示又はこれと紛らわしい表示を行ってはならない。

(実績報告)

第10条 認定生産者は、毎年の出荷量、販売先その他の実績について、出荷期間の終了後速やかに、別記様式５号により、申請者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する農業改良普及センターを経由して会長に報告しなければならない。 ただし、申請者が複数の農業改良普及センターにまたがる場合は、直接、会長に提出するものとする。

 　(報告の徴収等)

第11条 会長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、認定生産者に対して　計画の取組みに係る報告を求める、又は県産野菜の生産現場、集出荷施設等への立入検査又は品質検査を実施することができる。

２ 会長は、第１項の検査において、状況等の改善の必要があると認めるときは、認定生産者に対し、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(認定生産者の責務)

第12条 認定生産者は、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

(１) 県産野菜のイメージアップ及びプロモーション活動、周知・普及に県及び協議会と協力して取り組むこと。

(２) 県産野菜の流通、販売、提供において、第９条第２項のキャラクター等を適正かつ積極的に使用すること。

(３) 消費者等から、県産野菜の栽培方法や資材の使用、品質管理の状況等について照会があったときは、栽培履歴の記録簿等をもとに説明を行うこと。

２ 県産野菜に係る事故又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは、認定を受けた者がその責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

(認定の取り消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定生産者の認定を取り消すことができる。

(１) 認定生産者が認定基準に適合しなくなったとき。

(２) 認定生産者が第９条～第12条の規定に反する行為をしたとき。

(３) 認定生産者が県産野菜の信用を害する行為をしたとき。

２ 会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

３ 第１項の規定により、認定を取り消された者は、第９条に規定する表示を直ちに中止するとともに、　　第６条第４項に規定する認定書を会長に返還しなければならない。

４ 第１項の規定により認定を取り消された者は、別に定める期間を経過しなければ、新たに認定の申請をすることができない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、別に定める。

別表１　想定品目

|  |  |
| --- | --- |
| 主要野菜 | ・レタス　・ブロッコリー　・青ネギ　・たまねぎ　・アスパラガス(さぬきのめざめを含む)　・にんにく　・ミニトマト　・金時にんじん　・かんしょ　・パセリ　・セルリー　・キャベツ　・なばな　・オクラ　・スイートコーン　・きゅうり　・なす(三豊なすを含む)　・モロヘイヤ(さぬきのヘイヤを含む） |
| 伝統野菜等 | ・まんば　・食べて菜　・葉ごぼう　・香川本鷹 |

別表２　認定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 認定基準 |
| イメージアップに向けた取組内容 | イメージアップに向けた下記の４項目の取組みについて、現状より高度な取組みが計画されていること。 |
| イメージアップにつながる取組み | キャラクター等を活用し、効果的なPR活動を集中的かつ継続的に実施していること【必須】キャラクター等の活用を行っていること |
| 積極的な情報発信 | 生産者や産地に係る情報などのストーリーを積極的に発信していること |
| 品質へのこだわり | 本県野菜の強みをさらに高める取組みを推進していること【必須】出荷規格に基づく選果・選別が徹底されていること |
| SDGｓ（安心安全等）の取組み | 安心安全等に配慮した農産物生産により、豊かで健康的な社会に貢献していること【必須】栽培履歴を記録していること、又は確実に見込まれること |
| 出荷体制 | 【必須】個人の場合は、認定農業者又は認定新規就農者であり、別表１の主要野菜を出荷していること。団体の場合、想定品目の主要野菜については共同出荷を、伝統野菜等については共同作業や勉強会などの共同活動をしていること |
| 【任意】生産振興計画(生産拡大や品質向上の計画等)があること |
| 販売体制 | 【必須】出荷・販売先(卸売会社、小売店等)を把握できること |

別記様式１号

香川県産野菜イメージアップ計画認定申請書

　年　　月　　日

かがわ農産物流通消費推進協議会会長　様

(申請者)

住所

個人・団体・法人名

代表者名

　香川県産野菜イメージアップ計画認定制度実施要綱第６条の規定により、香川県産野菜イメージアップ生産者として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 個人 | 団体 |
| （主要野菜） | （主要野菜） | （伝統野菜等） |
| 香川県産野菜イメージアップ計画書(別紙１) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 出荷規格表 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 生産者名簿 | - | 〇 | 〇 |
| 定款又は規約、規定 | 〇※法人のみ | 〇 | - |
| 農業経営改善計画又は青年等就農計画 | 〇 | - | - |
| 栽培履歴書 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 共同作業や勉強会などの共同活動が分かる資料 | - | - | 〇 |

対象品目：

添付書類：

別記様式２号

香川県産野菜イメージアップ計画認定通知書

　年　　月　　日

(申請者氏名)　様

かがわ農産物流通消費推進協議会会長

　　年　月　日付で認定申請のあったこのことについて、審査の結果、あなたを香川県産野菜イメージアップ生産者として認定します。

記

認定番号：

対象品目：

認定期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

別記様式３号

香川県産野菜イメージアップ生産者

認　定　書

　　　　　　　　様

あなたを香川県産野菜イメージアップ生産者として認定します

　年　月　日

かがわ農産物流通消費推進協議会

会　長

認定番号：

対象品目：

別記様式４号

香川県産野菜イメージアップ生産者認定審査結果通知書

　　年　　月　　日

(申請者氏名)　様

かがわ農産物流通消費推進協議会会長

　　年　月　日付で認定申請のあったこのことについて、審査の結果、残念ながら、あなたを香川県産野菜イメージアップ生産者として認定することができませんでしたのでお知らせいたします。

記

対象品目：

理　　由：

別記様式５号

香川県産野菜イメージアップ実績報告書

　　年　　月　　日

かがわ農産物流通消費推進協議会会長　殿

住所

個人・団体名

代表者名

　香川県産野菜イメージアップ計画認定制度実施要綱第10条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

対象品目：

添付書類：香川県産野菜イメージアップ実績報告書(別紙２)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 別紙１ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　　　 | **香川県産野菜イメージアップ計画書** |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  | 年　　月　　日 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 申請者 | フリガナ | 　 |  |
|  | 個人・団体・法人名（団体・法人の場合は代表者氏名も記載） |  |  |
|  | 住所 |  |  |
|  | 連絡先 | 　 | 法人番号 | 　 |  |
|  | 出荷品目 |  |  |
|  | 出荷期間 | 月　　　旬　～　　　月　　　旬　 |  |
|  | 出荷量 | 　 |  |
|  | 出荷先 | 　 |  |
|  | イメージアップに向けた取組計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 項目 | 目標（　　　年） |  |
|  | イメージアップにつながる取組み | 主な取組み | □キャラクター等の活用【必須】□ニーズを重視した情報発信活動□生産者による販売促進活動□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | 具体例 |  |  |
|  | 積極的な情報発信 | 主な取組み | □出荷資材　　　□動画□ＰＲポップやレシピ　　□ＳＮＳ□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | 具体例 | 　 |  |
|  | 品質へのこだわり | 主な取組み | □栽培管理の改善　　□収穫・出荷調整作業の改善□収穫後の鮮度保持　□包装資材等の改善□伝統野菜等生産者の組織化□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | 具体例 | 　 |  |
|  | SDGｓ（安心安全等）の取組み | 主な取組み | □ＧＡＰの実施に向けた取組み□トレーサビリティの取組み□農福連携の取組み　　□食育の取組み□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | 具体例 | 　 |  |
|  | ・具体的な数値目標があれば記載してください。・参考資料があれば添付してください。 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 別紙２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　　　 | **香川県産野菜イメージアップ実績報告書** |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 報告者 | フリガナ | 　 |  |
|  | 個人・団体・法人名（団体・法人の場合は代表者氏名も記載） |  |  |
|  | 住所 |  |  |
|  | 連絡先 | 　 | 法人番号 | 　 |  |
|  | 出荷品目 |  |  |
|  | 出荷期間 | 月　　　旬　～　　　月　　　旬　 |  |
|  | 出荷量 | 　 |  |
|  | 出荷先 | 　 |  |
|  | イメージアップに向けた取組実績 |  |  |  |  |
|  | 項目 | 実績 |  |
|  | イメージアップにつながる取組み | 主な取組み | □キャラクター等の活用【必須】□ニーズを重視した情報発信活動□生産者による販売促進活動□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | 具体例 |  |  |
|  | 積極的な情報発信 | 主な取組み | □出荷資材　　　□動画□ＰＲポップやレシピ　　□ＳＮＳ□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | 具体例 | 　 |  |
|  | 品質へのこだわり | 主な取組み | □栽培管理の改善　　□収穫・出荷調整作業の改善□収穫後の鮮度保持　□包装資材等の改善□伝統野菜等の組織化□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | 具体例 | 　 |  |
|  | SDGｓ（安心安全等）の取組み | 主な取組み | □ＧＡＰの実施に向けた取組み□トレーサビリティの取組み□農福連携の取組み　　□食育の取組み□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | 具体例 | 　 |  |
|  | ・具体的な数値実績があれば記載してください。・参考資料があれば添付してください。 |